

第四十三回 参議院社会労働委員会会議録 第三号

昭和三十八年二月七日（木曜日）
午前十時二十分開会

出席者は左の通り。

委員長

加瀬 完君

委員

高野 一夫君
阿具根 登君

理事

紅露 みつ君
佐藤 芳男君
竹中 恒夫君
丸茂 重貞君
横山 春江君
杉山 善太郎君
藤原 道子君
柳岡 村尾
秋夫君
重雄君

佐藤 芳男君
竹中 恒夫君
丸茂 重貞君
横山 春江君
杉山 善太郎君
藤原 道子君
柳岡 村尾
秋夫君
重雄君

○委員長（加瀬完君） ただいまより開会いたします。
労働情勢に関する調査を議題といたします。
労働大臣より労働行政の基本方針についての所信を聴取いたします。大橋労働大臣。

○國務大臣（大橋武夫君） 第四十三回通常国会の開会にあたりまして、一言所信を申し述べ、各位の御理解と御協力を仰ぎたいと存じます。
私は、さきの第四十一回臨時国会におきまして労働行政に関する所信を申しあげました際、経済諸施策全体との調和を保ちながら現実に起こってくる問題とまじめに取り組んで労働政策の目標である完全雇用の達成と労働条件の向上に向かって、一步一步着実に前進したい旨申し述べたのであります。

その後明年度予算の編成をはじめ機会あるごとに、その趣旨に沿って微力を尽くして参りました。特に、本年は、わが国経済が長期にわたる安定成長を目指してありますので、今後とも

確固めの年でありますので、今後とも

本日の会議に付した案件
○労働情勢に関する調査
(労働行政の基本方針に関する件)
(昭和三十八年度労働省関係予算に関する件)

(当面の賃金問題とこれが行政指導に関する件)

(千葉県における土曜半数休暇制に関する件)

(面接問題に関する件)

賃金問題につきましては、今後の国

民経済の成長過程におけるこの問題に

重要性にかんがみまして、最低賃金制

の一つの充実拡大をはかるとともに、

適切公正な賃金関係資料の整備充

賃金問題を国民経済的視野に立つて合

理的に解決する気運を醸成するよう努

めで参る所存あります。

最近における経済の成長過程で、中

小企業の労働条件も遂次向上し、大企

業との格差が次第に縮小しつつありま

すことは、真に御同慶に存ずるところ

であります。

このような労働条件格差の縮小傾向

を一そく促進し、労働者の福祉の向上

と経済の二重構造の解消に資するた

め、中小企業に対しましては、その經

営基盤の強化のための諸施策と相ま

って、最低賃金制度の充実拡大、一せい

週休制、一せい閉店制などの普及、そ

の労務管理の近代化など労働諸事情

改善のための総合的対策を強力に推進

いたたいと存じます。また、退職金

共済制度の拡大、福祉施設のための融

資の大額をはかる等、中小企業

労働者のための福祉施策を積極的に実

施することとも、働く婦人の家、勤労

青少年ホームの増設、未亡人その他中

高年令婦人の職業対策の強化等、恵ま

れない立場にある人々の福祉の増進に

も十分配慮して参る所存であります。

さきに申し上げました雇用の改善、

労働条件の向上などは、すべて国民経

済の安定成長によって可能となるもの

であることは申すまでもありません

が、国民経済の成長発展は、健全な労

働運動の発展とよき労働慣行の確立に

負うところが、きわめて大きいと存じ

ます。

わが国の労働運動、労使関係は、近

年相当の進歩改善の方向をたどつてい

るのでありますか、今なお、未熟な面

もあり、政府としても、從来から労働

教育その他諸般の施策を通じ、自由に

して民主的な労働運動の発展と正常な

労使関係の形成に努力してきたところ

であります。

でありまして、今後もかかる施策をさ

らに推進して参る所存であります。

以上、申し上げました諸施策の円滑

な運営をはかるためには、労働経済の

現状についての的確な把握と将来の動

向についての総合的見通しが必要であ

ります。このため、労働経済に関する

一連の統計をさらに整備拡充すると

も、調査分析機能の強化に一層意を

切望するものであります。特に技術

使関係者におかれまして、民主主義

社会の秩序に則った健全な労働組合運

動の発展と労使間におけるよきルール

の確立のために一層努力されんことを

切望するものであります。特に技術

革新、貿易自由化の進展など昨今の經

済情勢から労使関係におきましても、

使が平素より相互信頼を基調とした話

種々の問題が発生しつつある現在、労

使が平素より相互信頼を基調とした話

し合いを通して、問題を合理的に解決

していく慣行を確立することが是非と

も必要であると考え、かねてから中央

労働問題懇話会を開設、その推進を

はかっているところでありますが、今

後は、地方にも同様の組織の設置を助

成し、労使関係者に自由な話し合いの

場を設けることによって、かかる気運

を全国的に醸成して参りたいと考え

おります。

また、中小企業の労使関係の近代化

につきましては、大企業に比べてかな

り立り遅れた状態にあり、これが改善

は現下の急務でありますので、労働教

育、労働相談等を通じて早期解決

を行なうとともに、紛争の自主的解決

が困難な場合には、労働委員会などの

公正な第三者の援助によって早期解決

をはかるようにして参りたいと存じま

す。

○政府委員(住 茂作君) 昭和三十八

年度予算案中、労働省所管分について

概要の御説明を申し上げたいと思いま

す。

お手元に労働省所管昭和三十八年度

予算の概要という資料を配付してござ

りますが、まず表紙を開いていただき

ますと、会計別総表が載つております。

まず、一般会計につきましては歳入

が三億六千九十万円、歳出が七百二十

九億二千七百五十二万五千円となって

おりまして、本年度当初予算額に比較

いたしまして百四十七億三千六十三万

円の増、伸び率といいたしまして二五・

カッコの(i)は、失業対策事業就労者

の民間雇用への復帰を促進するための

経費で、総額が六億六千九百八十六万

五千円となつております。これは内容

としてしまして、昨年度から実施いた

る所存でありますか、今なお、未熟な面

もあり、政府としても、從来から労働

教育その他諸般の施策を通じ、自由に

して民主的な労働運動の発展と正常な

労使関係の形成に努力してきたところ

であります。

でありまして、今後もかかる施策をさ

らに推進して参る所存であります。

以上、申し上げました諸施策の円滑

な運営をはかるためには、労働経済の

現状についての的確な把握と将来の動

向についての総合的見通しが必要であ

ります。このため、労働経済に関する

一連の統計をさらに整備拡充すると

も、調査分析機能の強化に一層意を

切望するものであります。特に技術

革新、貿易自由化の進展など昨今の經

済情勢から労使関係におきましても、

従来の事務費から管理監督費を別に計上しておりますが、これを含めました単価では、本年度より十六円三銭を増額いたしております。次に事業費負担のかかる事業主体に対する高率補助制度につきましては、本年度より一億五やしまして四億円を計上いたしております。

次に、特別失業対策事業につきましては、金額は本年度同様四十一億円でございますが、吸収率を七〇%から六〇%に引き下げました関係上、吸収人員が一万人となっております。(3)が、新規失業者の就職促進のための経費といたしまして二十億六千七百八十二万九千円を計上いたしております。これは新規に発生します中高年令の失業者に対しまして、安定所の専門担当官によりまして、特別の職業指導等を計画的に実施し、その就職を促進するため、新たに就職指導訓練課程の制度を新設することとしております。そしてその課程に基づいて職業指導を受けている期間中は就職指導手当を出す、訓練を受けている期間中は訓練手当を出す、こういうことになります。まず訓練でござりますが、訓練は一般訓練の三千四百五十人のほか、七ページにありますように、短期速成訓練五千二百八十人、職場適応訓練五千四百人、合わせまして新たに一万四千三百三十人の訓練人員を予定して、これに要する経費といたしまして十六億七千三百三十万七千円を計上いたしております。七ページの下から四行目は、先ほど申し上げました就職指導手当、訓練手当の支給に要する経費でございます。

それから八ページに参りまして、雇用及び失業対策の推進に必要な経費の

用及び失業対策の推進に必要な経費のここに掲げてございます百九十八億六千六百万円は、保険給付等に要する経費のうち一般会計の負担分を計上いたします。

次に、十二ページに参りまして、3の金制度の新設でございまして、配偶者及び第一子につきましては日額一百八十円、八百六十円に引き上げることとしております。(2)が、扶養加算円を支給することとしたとしておりま

す。したがって、職業訓練——失業保険受給者で職業訓練を受ける者には、引き続いだとしておりまして、新たにそのほかに技能習得手当を支給するということにいたしております。(2)は、現在十五日未満の傷病に對しましては、医師の証明を得まして保険給付を行なつておりますけれども、明年度からは保険給付期間中の傷病に対しましては、引き続き給付を行なうこととしております。日雇失業保険につきましては、まず現行の継続三日、断続五日の待機制度を改めまして、最初の不就労日のみに失業保険金を支給しない、こういうことが第一点、第二点といたしまして、九ページにもござりますよう前六カ月間に八十四日分以上の日雇保険料を納入した者に对しましては、四カ月間に六十分までの保険金を支給する特例措置を講ずることといたしております。

以上、失業保険につきましては、(4)が、雇用促進融資でございますが、本年度の二十億円に対し、二十九億をふやしまして四十億を予定いたしております。融資対象は住宅、福祉施設のほか、明年度は新たに訓練施設の設置に対しましても融資対象といたしておられます。

次に十二ページに参りまして、炭鉱労働者の確保と広域職業紹介体制の強化でございますが(1)は、広域職業紹介体制の強化等に要する経費五千七百一万八千円を計上いたしておりますが、その内容といたしまして、まず地域別産業別雇用計画を樹立する。そうしてそういう計画に基いて広域職業紹介を積極的に推進していくための費用といたしまして、連絡通信網の整備強化とか、安定所業務の機械化能率化に必要な事務費を計上いたしております。

(2)が広域職業紹介に伴う労働者援護対策の推進に要する経費でございまして、これは雇用促進事業團に対する交付金、出資金になつております。内容といたしましては、十一ページにござりますように、一般訓練の拡充のほか、離職者の実態に即応いたしまして移動訓練、離職前訓練、短期速成訓練あるまますように、一般訓練の拡充のほか、いは民間の協力機関等に委託して行なう委託訓練などによる彈力的な訓練が実施できるように配慮いたしております。訓練人員も九千五百三十人と、本年度の六千四百六十人に比較いたしまして、相当数の増加になつております。

十三ページの広域職業紹介等の推進は、広域職業紹介対象人員一万四千人と計画いたしまして、これに必要な事務費を計上いたしております。

(3)が港湾労働に対する経費でございまして、本年度同様、簡易宿泊所の四棟設置、それから明年度の新規といたしまして港湾労働者福祉センターを設置する、こういうことが内容になつております。

雇用促進事業団の業務方法書を改正いたしまして必要な措置を講じておりますが、明年度は雇用奨励金、住宅確保奨励金の支給ができますように、必要な経費一億円を計上いたしております。

訓練につきましては六百人を予定いたしております。

次に、十八ページの職業訓練の拡充強化に必要な経費でございますが、まず、公共職業訓練の拡充につきましては、一般訓練所の新設については十カ所を予定し、訓練人員を三万三千四百五十五人としまして、必要な運営費、施設費を計上いたしております。

総合職業訓練所につきましても、大体本年度同様でございます。

十九ページに参りまして、中央職業訓練所の経費は減少しておらず、これが施設費の欄をぐらんいただけばわかりますように、建物、機械が整備されたために、その関係の経費が減少いたしております。

身体障害者の職業訓練所につきましては、おおむね本年度同様でございまして、中央労働者転職訓練、新規中高年失業者の転職訓練、金属鉱業等離職者の転職訓練これは御説明申し上げました。駐留軍離職者の転職訓練につきましては減額になつておりますが、これは駐留軍関係労務者の減少に伴いまして、訓練対象人員の減少に伴うものでございます。

二十二ページに参りまして、が、事業内職業訓練に対する助成援助でございまして、中身の運営費補助は、対象

対しまして、明年度は十五ヵ所を予定いたします。訓練を行なう場合に、教室とか実習所を建てるとき、そういう場合に対する補助でございまして、今年度の五ヵ所に

対しまして、明年度は十五ヵ所を予定いたします。

4が、技能水準向上対策の推進でございまして、技能検定は一職種増の十六職種、それから次の国際技能競技大会、これは国際技能促進オリンピックへの参加のための助成でございまして、約千五百万円の経費を計上いたしております。

二十三ページに参りまして、労働災害防止対策の推進に必要な経費の御説明を申し上げます。先ほど所信表明に

おりましたように、明年度は新たに労働災害防止のための事業主団体を結成させて、産業界の自主的な労働災害防止活動に対しまして助成措置を講ずる、こういうことで、まず、中央労働災害防止協会の創設のほか、さしあたり災害の多い四業種につきまして、業種別労働災害防止協会を創設することといたしまして、助成に必要な経費として一億五千万円を計上いたしております。

つきましては、従来の措置を一そろ充実強化することといたしておりますが、明年度は、1に書いてございます

ように、特に災害の多発しておる事業場に対します指導監督を強化していくということを特に考えております。そのほか二十四ページにございますように、産業安全行政の推進とか、労働衛生行政の推進につきましては、本年度

に引き続きまして拡充実施していく、こういうことにいたしております。二十五ページの科学技術の振興でございまして、これから次回の国際技能競技大会、これは国際技能促進オリンピックへの参加のための助成でございまして、約千五百万円の経費を計上いたしております。

4が、じん肺等長期傷病者の国庫負担金でございます。このじん肺につきましては、対象人員を三千五百八十二人、補助率四分の三、せき損その他に六職種、それから次の国際技能競技大会、これは国際技能促進オリンピックへの参加のための助成でございまして、約千五百万円の経費を計上いたしております。

二十七ページに参りまして、第六

が、賃金政策の推進に必要な経費となつておられます。1が、賃金問題の調査検討及び賃金体系等の改善援助に要する経費でございまして、賃金問題関係調査の実施、基本資料の作成等々事務的経費でござります。

2が最低賃金制の普及促進に必要な経費でございまして、二十八ページに書いてございますようなことにつきまして、本年度に引き続きまして実施していく、こういうことにしております。

第七が、労使関係の安定及び近代化に必要な経費でございます。まず、労使関係の安及び近代化の推進につきましては、明年度の新規事項といたしまして、地方労働問題懇和会を設置する、それに対する助成費を計上いたしております。

三十五ページに参りまして、第

九で業務を実施しておりますが、明年度では、ここに書いておりますと、ロハの項目について、さらに事業を拡大して、また、婦人の職業対策の推進につきましては、内職相談所は四ヵ所の設置を行なう場合に、教室とか実習所を建てるとき、そういう場合に対する補助でございまして、今年度の五ヵ所に

対しまして、明年度は十五ヵ所を予定いたします。

4が、労使関係の国際協力に必要な経費を計上しておりますが、説明は省略したいと思います。

第十一が、四十一ページでござりますが、労働統計調査の整備拡充に必要な経費で、各種統計の整備、それから統計機械の整備等をはかつております。

四十一ページの一般行政事務費等に必要な経費は、これは人件費、事務費が、日本労働協会につきましては、まず歳入行政の推進とか、労働衛生行政の推進につきましては、本年度承認のよう

いは産業界においては支配的であるということを否定するわけのものではありません。

そこで今日、特に若年労働者の不足あるいは技能労働者の不足、こういった面を動機といたしまして、年功序列型の賃金を、遂次職務あるいは能率に応じた賃金に変えていきたいという空気が出てきていると思うのでござります。労働行政といたしましても、産業の成長段階におけるかような要望に応じますために、できるだけ役立つていくということが、やはり行政としての建前であることは申すまでもないと存ずるのでございますが、何と申しますても賃金というものは、それによつて、各企業の能率なり、あるいはコストを決定するというような純経営的な、あるいは純経理的な立場からだけ考えるべきものではなく、それが同時に労働者の人生の最も重要な問題であります生活の安定といふことにつながっているわけでございまして、労働者の生活の向上安定、という立場からも、労働省としては、この問題に対してもは十分な考慮を払わなければならぬ点があると思うわけでございます。

かような点を考えて参りますると、うと、先ほど仰せられましたごとく、経済成長の段階に応じた社会保障あるいは本格的な最低賃金あるいは完全雇用、こういう前提条件を頭に入れないと、なかなかこの賃金体系の改善を実施するということはむづかしい問題であろう、こういうふうに思うのでございます。

そこで政府といたしましては、この経済界の要望であります職務あるいは能率に応じた賃金というものが、一

現いかにあらるべきものであるか、また事柄につきまして、今後十分調査をして、大体誠意ある御回答をいただいたいと思うわけであります、たとえば太田首相に對して当面の諸要求を申し入れておるわけであります、その際おそらく労働大臣も官房長官もお立ち会いになつておられると思いますが、池田首相は、やはりこれは職務能率給にございましたして、これを労使の方々が、またいたしまして、これに関する資料を充実整備する基礎にして、今後の賃金問題の検討をして、進めていたたくことのできるよう、そういうた資料をさしあたり準備するようになります。それで、さうして、さうして、実行できる面、また実行しなければならない差し迫った問題は、今申しますと、ました資料の充実整備である、かとて、実行であります、また実行しなければならないのでございます。むろんかよくな資料は、これを完成いたしました上は、一般にも公開し、労使双方、また専門家の方々に十分検討していただきべきものであり、そしてその後において世論の盛り上がりに応じまして、労働省としてこれらの資料を基礎にして、今後の賃金政策をいかに具体的に進めていくべきかということを十分慎重に検討し前進して参りたい、かように考えておるわけでございます。

の辺で転換すべきである、その限りにおいて、やはり意見の食い違いがあると思うし、その後においても、池田首相が何と言われても、やはり賃金政策に対する主管庁は労働省であるので、大体において、池田首相がそなたとお話し、その後においても、池田でも急転回して職務給に切りかえさうのだということになると、今お説の中にありましたように、現在の産業構造の中に、四十才から五十才の中年令層の産業労働者が、序列型、生涯型の中で、やはり子弟を教育したりとかしておるわけであります。次に、造の中には、やはりそういう方向に技術革新や生産性の問題と賃金の関係、コストの関係などで、これはそれなりに情勢の推移の中でも、漸進的に段階的に考えていかなければならぬ点は、労使とともに、そういう点はあり得ると思うのです。

しかし筋としては、やはり充実した社会保障の問題や、本格的なという言葉を私は使いますけれども、これはI.S.O.の二十六号の賃金条項に根を下しました。そういう国際的な、やはり脚半を浴びたこの最低賃金制を指して言おるのでありまして、完全雇用の問題という問題が、やはり基調となつて、現行の賃金体系から一つの賃金体系へ緩慢に切りかえて、その間において労使が十分納得のできるような態勢を、やはり行政面で配慮していくことが必要であるというふうに、この点を御要望し、また意見として申し添えておきたいと思うのです。次は、これは基準局長でつこうだと思ひまするが、お尋ねいたしますが、たとえば三十六年の秋、ただいまの時点からいくと、一昨年来、中央

賃金審議会の場で、たとえば最低賃金制度の運営に関する小委員会を中心として、現行のやはり業者間協定によつて、最低賃金の問題について、これは曲がりくねつておる、したがつてやはり低賃金制度の確立をはかるべき業種選定の問題、最低賃金の金額の水準問題、それから最低賃金の決定方式について検討を進めていく、どういったようなことを、これは大臣が諸問題申すたのか、あるいはこの運営小委員会のほうから、あるいは賃金の進め方小委員会のほうから、そういうことを要望申するのかは別といたしまして、その辺の事情について、今申し上げた三点について、現在の進行状況は、どうなつておるか。特に私がここでお尋ねしたいのは、今や現行業者間協定による賃金水準といふものは、あつてなきがごとしで、むしろなることをお尋ねなれば、非常にじやまになるといううな賃金水準でありますので、これやはり現行に即した賃金水準に、もちろん賃金は中央、地方とともに、賃金審議会の議を経ることは当然だと思はずけれども、ひとつ行政指導といううで、やはり諸物価の高騰やその他に応した賃金水準に、最低賃金間協定といえども最低賃金と名がつく限り、公的な根拠を持つていい限界は、そういう権威ある方向へ進めていく必要があるので、その限りにおいて中央賃金審議会はどの程度の速度で、これを業者間協定として大臣に答申したのか、また、答申は今後の問題か、そういう点についてお伺いしたい。

状況でございますが、御承知のとおり昨年末で現在の最低賃金制によつてカバーされる労働者が約百九十万人に達しております。ただ、この内容をさしきに検討いたしてみますと、産業的に見ましても、たとえば織維産業とか食料品あるいは木材、木製品、土石、窯業、機械産業、こういったところに非常にたくさんの集中しております。その他の産業について比較的できているものが少ないと、いふやうな産業間のアンバランスもございます。それから地域的に見ましても、東京、静岡、愛知、京都、広島、こういった県に、かなり集中的に出でております。その他の地方では比較的少ない、こういった地域的なアンバランスもございます。金額につきましては、これは最近におきましては、大体三百円ないし三百二十四円程度の最低賃金が中心になつてできておりまして、今までのところ、二百数十件の改定をすでに行なつておりますが、従来、古くきました最賃については、その後改定作業を進めておりまして、現在までのところ、三百円ですが、金額にいたしましても三百円一・三百二十円くらいが中心にはなつておりますが、地方によりまして、いろいろ金額は差がある、こういった点で、今後最低賃金制を内容的に見まして、一般としてバランスのとれた最低賃金制、これにはどういうふうにしたらよかろうかということが中央賃金審議会で現在御検討を願つてゐる、このために最低賃金制の今後の運営の基本方針のための小委員会を設置しまして、これは所轄公益委員が小委員長で、三者構成の小委員会であります。この小委員会において御審議を願つております。今まで各種の資料を、こ

の小委員会に提供いたしまして、たゞいま先生から御指摘になりました業種の選定の問題、あるいは金額の問題、あるいは決定の方式でありますとか、今後における中央、地方賃金審議会の機能の方とか、こういった各種の問題点について現在御審議を願つております。だんだん作業が進んで参ります。だんだん御審議を経まして、おぞらく下旬にも、さら�数回の御審議を経まして、おぞらく答申が出て参ると思うのでござります。現在のところ審議の状況は、そういうふうになつておりますので、御報告申し上げます。

川、あるいは福井にいたしましたが、工場が倒壊したとか、あるいは通勤が不能であるとか、原材料の不足であるとか、あるいは製品の滞販とか、あるいは中から賃金カットの問題ではこういう中から賃金カットの問題であるとか、賃金の遅払いの問題というようなものが、やはり今後有形な一つの被害状況として、相當にこれは上つてくると思うのであります。現に私は富山に行って、富山県に関する一つのデータを持っておりますけれども、これは総合的な、一県ということではなく、そういう問題について何か、たとえば労働省の中で賃金カットの問題とか、賃金不払いの問題という点につきましては、今までのうしろ向きの傾向ではなくして、経済というものは労働がなくか。もし配慮しておられなければ十分その問題についても、これは通産省だ、これは対策本部だということなしに、十分公正な労使関係を親切に配慮するという面から考えてもらいたいと思うのですが、今、大体どういうふうに配慮しておりますか、その点だけお伺いしたいと思います。

○政府委員(大島靖君) 今回の雪害に

関連いたしまして、労働省として一番心配になりました点は、ただいま先生

から御指摘になった北陸地方における中小企業の資金難、事業の不振から参ります賃金遅払いが生じはしないかと

いう点であります。現在のところ私

らも、先般関係の基準局並びに直接監督署に対しましても、電話その他で連絡をいたしまして、現状の把握に努め

るよう申しております。現在のところ、まだ頗る著な賃金遅払いは出でていな

いようであります。ただ、今後これがかなり長く続きますと、そういう事態

の発生も予想せられますので、各関係

におきまして、中小企業の雪害による工場が倒壊したとか、あるいは通勤が不能であるとか、原材料の不足であるとか、あるいは製品の滞販とか、あるいは中から賃金カットの問題ではこういう中から賃金カットの問題であるとか、賃金の遅払いの問題というようなものが、やはり今後有形な一つの被害状況として、相當にこれは上つてくると思うのであります。現に私は富山に行って、富山県に関する一つのデータを持っておりますけれども、

これは総合的な、一県ということではなく、そういう問題について何か、たと

えば労働省の中で賃金カットの問題と

か、賃金不払いの問題という点につ

いて何か配慮されておられるかどうか。もし配慮しておられなければ十分

その問題についても、これは通産省

だ、これは対策本部だということなし

に、十分公正な労使関係を親切に配慮するという面から考えてもらいたいと

思ふのですが、今、大体どういうふう

に配慮しておりますか、その点だけお

伺いしたいと思います。

○柳岡秋夫君 まず、労働大臣にお伺

いしたいのですが、所信表明にもあり

ましたように、労働大臣の今後の労働

行政のあり方というものにつきまして

は、今までのうしろ向きの傾向ではな

くして、経済というものは労働がなく

ては成り立たない。したがって、労働

行政も経済政策の一環として考えていい

く、こういうお話をありましたし、ま

たその具体的な第一の柱として雇用の

拡大、雇用対策というものをやってい

きたい、こういうこともいわれております

ますが、この点について私は賛意を表

するものでござりますけれども、その

具具体的な内容をお聞きしますと、職業

訓練の拡充強化ということが中心の

成を目指していくというからには、も

よるでございます。私は完全雇用の達

成を目指していくといふところには、も

う一つ大きな柱が抜けているのではないかと

いふふうに思います。

それは何かと申しますと、労働時間

の短縮、このことが、完全雇用の政策

の大きな柱でなくてはならない、この

ように考えます。

企業が近代化され、また合理化され

ていくとともに、そこに働く労働者

も、近代的な雇用形態がとれていく

ことが必要ではないかと思うの

でございます。したがいまして、世界

におきまして、中小企業の雪害による

工場が倒壊したとか、あるいは通勤が

不能であるとか、原材料の不足である

とか、あるいは製品の滞販とか、あるい

は中から賃金カットの問題では

こういう中から賃金カットの問題であるとか、賃金の遅払いの問題という

ようなものが、やはり今後有形な一つ

の被害状況として、相当にこれは上つくると思うのであります。現に私は

富山に行って、富山県に関する一つ

のデータを持っておりますけれども、

これは総合的な、一県ということでは

あるとか、たとえば労働省の中

で賃金カットの問題と

か、賃金不払いの問題と

か、どちらかが問題でござります。

私はともといたしまして、この事態

の発生に応じまして、通産省、大蔵省

とも相談いたしまして、できるだけの

措置を講じたい、かように考えており

ます。

○委員長(加瀬完君) 柳岡委員。

私はともといたしまして、この事態

の発生に応じまして、通産省、大蔵省

とも相談いたしまして、できるだけの

措置を講じたい、かように考えており

ます。

○柳岡秋夫君 まず、労働大臣にお伺

いしたいのですが、所信表明にもあり

ましたように、労働大臣の今後の労働

行政のあり方というものにつきまして

は、今までのうしろ向きの傾向ではな

くして、経済というものは労働がなく

ては成り立たない。したがって、労働

行政も経済政策の一環として考えていい

く、こういうお話をありましたし、ま

たその具体的な第一の柱として雇用の

拡大、雇用対策というものをやってい

きたい、こういうこともいわれており

ます。

○委員長(加瀬完君) 柳岡委員。

私はともといたしまして、この事態

の発生に応じまして、通産省、大蔵省

とも相談いたしまして、できるだけの

措置を講じたい、かのように考えており

ます。

○柳岡秋夫君 まず、労働大臣にお伺

いしたいのですが、所信表明にもあり

ましたように、労働大臣の今後の労働

行政のあり方というものにつきまして

は、今までのうしろ向きの傾向ではな

くして、経済というものは労働がなく

ては成り立たない。したがって、労働

行政も経済政策の一環として考えていい

く、こういうお話をありましたし、ま

たその具体的な第一の柱として雇用の

拡大、雇用対策というものをやってい

きたい、こういうこともいわれおり

ます。

○委員長(加瀬完君) 柳岡委員。

私はともといたしまして、この事態

の発生に応じまして、通産省、大蔵省

とも相談いたしまして、できるだけの

措置を講じたい、かのように考えており

ます。

○柳岡秋夫君 まず、労働大臣にお伺

いしたいのですが、所信表明にもあり

ましたように、労働大臣の今後の労働

行政のあり方というものにつきまして

は、今までのうしろ向きの傾向ではな

くして、経済というものは労働がなく

ては成り立たない。したがって、労働

行政も経済政策の一環として考えていい

く、こういうお話をありましたし、ま

たその具体的な第一の柱として雇用の

拡大、雇用対策というものをやってい

きたい、こういうこともいわれおり

ます。

○委員長(加瀬完君) 柳岡委員。

私はともといたしまして、この事態の発生に応じまして、通産省、大蔵省とも相談いたしまして、できるだけの措置を講じたい、かのように考えており

ます。

○柳岡秋夫君 まず、労働大臣にお伺

いしたいのですが、所信表明にもあり

ましたように、労働大臣の今後の労働

行政のあり方というものにつきまして

は、今までのうしろ向きの傾向ではな

くして、経済というものは労働がなく

ては成り立たない。したがって、労働

行政も経済政策の一環として考えていい

く、こういうお話をありましたし、ま

たその具体的な第一の柱として雇用の

拡大、雇用対策というものをやってい

きたい、こういうこともいわれおり

ます。

○委員長(加瀬完君) 柳岡委員。

私はともといたしまして、この事態の発生に応じまして、通産省、大蔵省とも相談いたしまして、できるだけの措置を講じたい、かのように考えており

ます。

○柳岡秋夫君 まず、労働大臣にお伺

いしたいのですが、所信表明にもあり

ましたように、労働大臣の今後の労働

行政のあり方というものにつきまして

は、今までのうしろ向きの傾向ではな

くして、経済というものは労働がなく

ては成り立たない。したがって、労働

行政も経済政策の一環として考えていい

く、こういうお話をありましたし、ま

たその具体的な第一の柱として雇用の

拡大、雇用対策というものをやってい

きたい、こういうこともいわれおり

ます。

○委員長(加瀬完君) 柳岡委員。

私はともといたしまして、この事態の発生に応じまして、通産省、大蔵省とも相談いたしまして、できるだけの措置を講じたい、かのように考えており

ます。

○柳岡秋夫君 まず、労働大臣にお伺

いしたいのですが、所信表明にもあり

ましたように、労働大臣の今後の労働

行政のあり方というものにつきまして

は、今までのうしろ向きの傾向ではな

くして、経済というものは労働がなく

ては成り立たない。したがって、労働

行政も経済政策の一環として考えていい

く、こういうお話をありましたし、ま

たその具体的な第一の柱として雇用の

拡大、雇用対策というものをやってい

きたい、こういうこともいわれおり

ます。

○委員長(加瀬完君) 柳岡委員。

私はともといたしまして、この事態の発生に応じまして、通産省、大蔵省とも相談いたしまして、できるだけの措置を講じたい、かのように考えており

ます。

○柳岡秋夫君 まず、労働大臣にお伺

いしたいのですが、所信表明にもあり

ましたように、労働大臣の今後の労働

行政のあり方というものにつきまして

は、今までのうしろ向きの傾向ではな

くして、経済というものは労働がなく

ては成り立たない。したがって、労働

行政も経済政策の一環として考えていい

く、こういうお話をありましたし、ま

たその具体的な第一の柱として雇用の

拡大、雇用対策というものをやってい

きたい、こういうこともいわれおり

ます。

○委員長(加瀬完君) 柳岡委員。

私はともといたしまして、この事態の発生に応じまして、通産省、大蔵省とも相談いたしまして、できるだけの措置を講じたい、かのように考えており

ます。

○柳岡秋夫君 まず、労働大臣にお伺

いしたいのですが、所信表明にもあり

ましたように、労働大臣の今後の労働

行政のあり方というものにつきまして

は、今までのうしろ向きの傾向ではな

くして、経済というものは労働がなく

ては成り立たない。したがって、労働

行政も経済政策の一環として考えていい

く、こういうお話をありましたし、ま

たその具体的な第一の柱として雇用の

拡大、雇用対策というものをやってい

きたい、こういうこともいわれおり

ます。

○委員長(加瀬完君) 柳岡委員。

私はともといたしまして、この事態の発生に応じまして、通産省、大蔵省とも相談いたしまして、できるだけの措置を講じたい、かのように考えており

ます。

○柳岡秋夫君 まず、労働大臣にお伺

いしたいのですが、所信表明にもあり

ましたように、労働大臣の今後の労働

行政のあり方というものにつきまして

は、今までのうしろ向きの傾向ではな

くして、経済というものは労働がなく

ては成り立たない。したがって、労働

行政も経済政策の一環として考えていい

く、こういうお話をありましたし、ま

たその具体的な第一の柱として雇用の

拡大、雇用対策というものをやってい

きたい、こういうこともいわれおり

ます。

○柳岡秋夫君 一月十八日に懇親並びに自治労の幹部が黒金官房長官に会いましたとき、黒金官房長官は千葉県庁のとつた措置は違法とは言い切れないと、こういうふうに言っておるわけですが、この点、政府として意見の不統一があると思うのですが、この点はどうですか。

○国務大臣(篠田弘作君) それは時間的な差があつたと思うのです。そういうことがあると思えば、研究はもちろんです、突如として自治省にも政府にも何の連絡もなしに、突如として発表されましたから、おそらくその問題について法律的に研究する時間がないときに、ほつこりだれか行つて聞かれればどうも、違法か違法でないかといふことは疑問があつたと思いますが、官房長官が、どういうふうにおつしやつたか私は聞いておりませんが、自治省といたしましては、とにかくこれは違法であるという解釈を下したわけでござります。

○柳岡秋夫君 自治省として、この問題が起きてから、千葉県庁のほうに実情の調査を行かれましたですか。

○政府委員(佐久間彌君) こちらから出向きましたして調査には参りませんが、向こうの責任者を呼んで実情を聽取いたしました。

○柳岡秋夫君 そういう重要な問題を表情も調査せずに、責任者を呼びつけたり、あるいは電話で中止を要望する。千葉県庁が、それでも言うことを聞かないというような態度を見ますと、特別交付税のワクを減らすとか、あるいは起債のワクを縮小するとか、そういうようなニュアンスを持つた態度をも

つて、これを押圧するということは、私は地方自治行政として不適当だ、のように思うわけでござりますが、この点いかがでございましょ。

○國務大臣(篠田弘作君) そういうふじや脅迫のようなことを言つたくなりましたことは一つもございません。ただ便宜上、非常に距離も近いし、それからこちらから出かける、あるいはできることだけこういうふうに考えました、できるだけこの問題を穏やかに話し合いたい。それには、こっちから調査とうことにして出かけてしまえば、これは正式なものになってしまふよりも向こうから事情を、呼んで聞きたいところを聞いたほうが非常に穏やかになるのじやないか、こういうように考えました。

したがいまして、その間におけるラジオとか新聞とかその他のテレビ等の放送とか対談会とかいうものは一切私は断わった。出て堂々と話したいじゃないかと言う人もありましたが、その間全部私は断わった。ということは、今申しましたように穏やかにやりたい、こういう考え方で、実は調査にやるよりも、どうせしよつちゅう行つたり来たりしているのですから、聞こうじゃないか、わかっていますから、呼んで話したほうがいいだろう、こういうことです。

○委員長(加瀬元君) ちょっと私のほうからもこれは専門的なことになりますから行政局長に質問しますが、今大臣は、結局勤務時間が権衡を失するのかどうか。たとえば、大学などは勤から違法だということでありました

務時間、大学の教授は人事院規則できめられたとおりには出ておりませんよ。研修の時間、自宅の研修であっても、それを勤務時間と認めていますね。したがつて、県庁の職員が市町村に出て向いて二時間なり三時間なり、市町村と県の円滑なる行政の運営をするということで研修をするという名目であれば、これは違法だといわれるかどうか。

それからもう一つ、不足の時間を隔週土曜に、不足の時間数だけを延長して勤務をした場合、隔週勤務をした上で隔週休んで、これは違法かどうか。

○政府委員(佐久間謙君) これは第一の点でございますが、二十四条の第五項の規定は先ほど大臣のおっしゃいましたとおりでございますが、権衡を失しないようにという表現そのものには若干幅があるかと思います。しかし、事柄の性質によりまして、これの解釈については非常に厳格に解釈する場合と、若干幅を認めなければならぬ場合とあるうかと思います。同じ勤務時間にいたしましても、土地の状況によりまして少し早く始めて早く終わる、おそらく始めておそらく終わるというようなことは差しつかえなかろうかと思いますが、今の週四十二時間という規定もございますし、勤務時間と勤務時間と裏腹の関係もございますので、これは私どもいたしましては、非常に厳格に解すべきだ、かように考えておるわけでございます。

それから、ただいまお尋ねの、その不足した時間を職員の研修という名目にして休ませたらどうか、こういうお

尋ねでございますが、現在、特別休暇の運用といたしまして、研修所へ派遣をして研修を受けさせるというようなものにつきましては、そういう扱いをいたしておりますけれども、土曜日には職員の半数を一斉に研修に出すということは、これは特別休暇で認められておる研修とは、とうてい認めがたいと、かよくなふうに考えております。それから休ませた者について、勤務しておるときには時間を延長しただとうかという点でございますが、職員の勤務時間がという側からいたしますれば、それでもあなたがち違法とは申されないかと思いますが、一方県庁の勤務時間が、官庁の勤務時間の規定を準用しておるという趣旨からいたしますと、県庁という組織体といたしまして、勤務をいたしております、勤務体制をとつておる時間とが半数、それもたまたま一回か二回ならよろしゅうございますが、持続的に反復継続いたしまして、半数は勤務をしていないという体制が、はたしてこれは勤務時間——規程のいうておるような勤務体制だというふうに考えることができるかどうかという点について、非常な疑問を持つわけでござります。

かと思いますが、半数の職員が恒常的に欠けておるということは、これは執務時間ということが言い得ないんじやないか。執務時間といいますのは、原則としてすべての職員が執務の体制にあるということを予想しておると考えますので、お話しのようなことは、違法ではなかろうかと思います。

○委員長(加瀬完君) 私は違法ではないと思いますので、いずれこれはあとでやりましょう。

○柳岡秋大夫君 時間がありませんから、もう一つだけ私の思うこちらの見解を申し述べまして、いずれ後の機会に、さらに論議をしたいと考えております。

で、先ほど大臣は違法である、黒金官房長官は、違法とは断じがたい、こう言つたことについて、それは時間がなかったから、十分調査をしてなかつたので、そういうことを言つたのだろう、こう言つておりますが、少なくとも、政府のまあ担当者あるいは重要な地位を占める方が、そういう問題について勉強しておらない、こういうことは非常に私は遺憾だと思います。

そこで地公法第十四条の情勢適応の原則を見ますと、この勤務条件等の認定の主体は、あくまでも地方公共団体の機関——換言をすれば、地方公共団体の議会あるいは人事委員会、また、長を含む任命権者である、まあこういうことが自治省の元の公務員課長であつた今枝さんが出した本の中にも、そういう解釈で書かれておるわけでござります。したがいまして、先ほどから論議しておりますように、今や世界の情勢、あるいは日本の情勢からいたしましても、労働時間の短縮ということ

昭和三十八年二月十四日印刷

昭和三十八年二月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局